

高知家庭裁判所委員会（第34回）議事概要

1 開催日時

令和3年7月5日（月）午後2時30分から午後4時45分まで

2 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

荒井格，上田敏晴，岡村憲男，佐藤章，竹島章記，中島由美，中橋紅美，中山美香，深見英治，藤戸良子，森崎英二（委員長），（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，主任家裁調査官，主任書記官，総務課長，総務課課長補佐

4 テーマ

家事調停について

5 議事

(1) 委員長の互選について

互選の結果，森崎委員が委員長に選任された。

(2) テーマに関する説明等

主任書記官及び主任家裁調査官から，高知家庭裁判所における「家事調停の現状等」について説明を行い，その説明の中でDVD「ご存知ですか？家事調停」及びDVD「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」の年代別説明編の「中学生以上」を視聴した。

基調説明後，委員を2グループに分けて，調停室の見学を行った。

(3) 意見交換

（◎委員長，○委員（裁判所委員を除く），●裁判所委員，■事務担当者）

◎ これまでの説明等の中で，分かりにくかった点や疑問点はございますか。

○ 家事調停の件数は全体的に横ばいなのか、増えているのか、また、コロナ禍の影響により家事調停の事件数が増減しているのかについて教えてください。

■ 家事調停の事件数について、高知家裁本庁では平成30年からは年間550件程度で推移しております。事件類型においては、夫婦関係調整調停等の一般調停事件の新受件数は減少傾向にありますが、遺産分割、子の監護関係（養育費、面会交流等）を含む別表第二調停事件の新受件数は、年間350件程度が維持されており、今年は昨年比べてやや増加傾向にあります。また、令和2年度の調停事件の総数中、離婚や子の監護などの夫婦関係調整調停の占める割合は、68パーセント程度です。

コロナ禍の影響により、家事調停の事件数が増減しているのかについては、統計上の数値では確認できておりませんが、高知家裁ではあまり影響は見られておりません。

● コロナ禍の影響により、家事調停の事件数が増減しているのかについては、統計上の数値では確認できておらず、感覚的な話になりますが、増減関係を明確に確認できるような状況は見られなかったという認識です。

○ 高知家裁本庁の年間550件ほどの家事調停事件について、どれぐらいの割合で調停が成立しているのか、または、不調となっているのかについて教えてください。

■ 高知家裁本庁の今年度5月までの状況としまして、調停が成立した割合は50パーセント程度であり、取下げや審判がなされた事件を含むと80パーセント程度になります。高知家裁管内の支部を含めても、先ほど申し上げたそれぞれの割合は同じ程度です。遺産分割、子の監護関係を含む別表第二調停事件と別表第二以外の調停事件において、調停が成立した割合にあまり差は見られません。

○ 先ほど説明のあったメリハリのある調停運営については、当事者の言い分の聴取や整理に時間を要するということであり、時間を短縮したいとい

うことでしょうか。

- 家事調停は当事者の主張の整理に時間がかかるという点については、さまざまな事情があります。一つは、当事者の主張が長時間化することが挙げられます。要因としては、例えば、離婚するかしないか、親の遺産をどう分けるかといった点について、夫婦間や親族間でこれまでの対立関係の積み重ねから、強い思いや感情を抱いて裁判所に来る当事者の方が多く、その思いやこれまでの事情をすべて調停の中で伝えたいという当事者の方も多いためです。他方、調停の時間には限りがあることから、時間を区切って当事者からの言い分を聞き、主張を整理する必要があります。限られた時間の中で、当事者の言い分を整理し、裁判所から当事者に向けて解決策をお伝えし、調停の成立に向けて有効な方策を模索している状況です。委員の皆様から、各方面において対人折衝や対人調整にどれほどの時間や手間をかけられているか、また、それを効率化するための時間管理の方法や工夫について意見をいただきたいと考えております。
- 裁判における判例と同様に、当事者にとって何か事件解決の方向性や道標となるものがあれば、当事者としては、情報収集や疑問点の解消等に時間をかけなくても済むように思われますので、事件の長期化防止にもつながるのではないかと考えます。
- ◎ 事件の長期化への方策に向けて、貴重な御意見をありがとうございます。それでは、1回当たりの調停事件の時間管理について、時間管理の方法や工夫について意見をいただければと思います。
- 私の職場では、顧客一人あたりに対応できる時間が決まっていることから、予め時間をお伝えして、明確に切り上げるようにしています。また、顧客の話がそれ始めたと感じた場合には、当初の目的を顧客と確認して、認識の共有を図り、時間を管理するようにしています。
- ◎ 今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、家事調停の運営の在り方を見直すことが必要となっております。その一環として、家事調停

における非対面化につき、例えば、家事調停での関係者同士の接触を避けるために電話会議等を利用して期日を開くことが考えられますが、直接当事者等とのやり取りができない不全感が生じる懸念があります。そこで、委員の皆様は、各方面で経験されている非対面コミュニケーションの方法やアイデアを自由にお話しいただき、非対面における課題をどのように克服しているかについて意見をいただきたいと思います。

○ 私の職場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、オンラインや電話で顧客とやり取りをする機会が増えています。もっとも、顧客との間で、初回のやり取りをする場合は、対面で行っています。オンラインや電話でやり取りをする場合は、継続して対応している顧客であり、対応する内容にあまり変化がない顧客に限定して行っています。

○ 私の職場でも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、電話による相談を実施しましたが、電話では相談者の表情が見えず、臨場感を得にくかったこと、相談者において整理されていない課題を多く抱える中、相談者の課題を整理する面でも、直接相談者と対面でやり取りをする方が良いだろうということで、電話による相談は難しいとの結論となりました。

もっとも、家事調停の場合では、課題がある程度整理されている場合もあるものと思われしますので、その場合には電話会議は有効だと感じました。

○ 私の所属する団体でも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、電話による相談を実施しましたが、面談を希望する相談者が多く、電話による相談の問題点、例えば、目に見えない第三者による介在等が見られるようになったことから、電話による相談は、現在ほとんど行われておりません。私の感想としましては、電話による相談では、相談者の手持ち資料を直接確認することができないこと、相談者の抱える課題の本質が見えづらいこと、電話では相談者に寄り沿った親身なアドバイスはしづらく、一般的なアドバイスに止まってしまうことも、電話による相談の問題点だと考えています。

- ◎ これまでの御意見の中で、電話による非対面コミュニケーションの問題点が挙げられましたが、オンラインによるウェブ会議等だと議論の方向性が変わるのでしょうか。
- 電話による相談と比較しますと、オンラインによるウェブ会議の方が問題点は少なく、相談において利用はしやすいと思いますが、書類のやり取りを直接することができない弊害があること等から、対面によるやり取りができない場合、例えば、何度も対面でのやり取りがある相談者と日程の調整がつかないときに行うサブ的な手法となっているのが、私の感想です。
- 私の職場を含めて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、デジタル化、オンライン化が急速に進んでおります。東京や大阪の方とセミナーや打合せを行う場合は、大半ウェブで行うようになっております。セミナーで一方向的に話を聴く場合や、途中経過として打合せを行う場合は、ウェブで足りるという認識です。

もともと、商談や打合せにおける最終局面を迎える場合は、対面でやり取りを行う必要性を感じており、ウェブと対面を使い分けている状況です。また、若手の社員は、テレワークやウェブ会議に抵抗がなく、積極的にウェブを利用したいという意見が聞かれるのに対して、幹部クラス等の年配の社員は、対面による会議や打合せを希望するケースが多く、世代間によって意識の差が見られるというのが、私の感想です。

ウェブ会議用のツールの中には、話し手にカメラセンサーが反応してズームアップがなされる機能を有するものや、書面データを共有できる機能を有するものも出ており、ウェブ会議は時間短縮の面でも今後ますます有効なものとなっていくものと思われまます。

- ◎ 民事裁判のIT化の一環として、民事訴訟においては、書面データを共有できる機能を有するウェブ会議用のツールが利用されております。

また、先ほど商談などの最終局面では対面が必要だというお話をいただきましたが、家事調停においても、離婚等の調停成立時には、当事者双方

が出頭して合意が成立した事項を確認するという手続が、法律上も規定されております。

それでは、家事調停期日の効率化について、御意見をうかがいたいと思います。家事調停では当日の準備のために書面の提出を促すことがあります。事前に準備をして、結論を導くということ言えば調停の期日も一つの会議と考えられます。そこで、委員の皆様には、会議の効率化策についてそれぞれの経験から意見をいただきたいと考えます。

○ 私の職場でも、働き方改革の一環として、できるだけ残業をしないようにという目標がありますので、会議も効率的に時間を短縮して行うように、一人一人が持ち時間を意識して、簡潔に要点をまとめて話すことを意識しています。家事調停においても、当事者に対して持ち時間の配分を意識していただけるように、調停委員会が努めるようにしてもよいのかもしれないと感じました。

◎ 本日は貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。

(4) 次回の予定

ア 開催日

令和4年2月3日（木）

イ テーマ

裁判所における広報について

ウ 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

エ 開催方法

家庭裁判所委員会の単独開催